

職業訓練指導員免許の申請に対する審査手数料

# 岡山県納付済証 (2,300円)貼付欄

申請前に県庁(地下1階物 資部)、各県民局・地域事務 所等の岡山県収納窓口にこ の申請書を持参して手数料 を納入し、交付された「岡山 県納付済証」をここに貼付し てください。

	職業訓練指導員免許申請書						
職業訓練指導員の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請をします。							
1	申請免許職種名(					)	
2	職業能力開発促進法第28条第 ※該当する号(漢数字)を○で ※「三 その他」の場合は、括號	囲むか、そ	の左に〇月	印を付す		項・号等	を記すこと。
	ー 指導員養成課程の指導員養成訓練を修了した者						
	二 職業訓練指導員試験に合格	各した者					
	三 その他 (						)
3	精神の機能の障害により職業 認知、判断及び意思疎通を適 ※該当するものを○で囲むか、	刃に行うこ	ことがで	きない	者に該当 4も同様)	i i	
4	禁錮以上の刑に処せられたこ。	との有無			有	•	しない無
5	職業訓練指導員免許の取消しる ※有・無については該当するも 取消都道府県知事名	_				・ こと。	無
	取消年月日			年	月	日	
	取消理由						
	(申請日)	令和	年	月	日		
	(申請者)	住所	Ŧ				
		ふりがな 氏名					
		生年月日	1	年	月	日生	
	岡山県知事 伊原木 隆	太殿					

# 記入例

# 岡山県納付済証 (2.300円)貼付欄

申請前に県庁(地下1階物 )、各県民局·地域事務 の岡山県収納窓口にこ 請書を持参して手数料 入し、交付された「岡山 付済証」をここに貼付し ざい。



記入すべき箇所は、便宜上赤字としています。

手書きの場合は、黒色又は青色のボールペン又は万年筆で丁 寧に記入してください。また、熱などで文字を消すことがで きる筆記用具は使用しないでください。

パソコンで入力する場合は、黒色としてください(印刷はモノクロ)。

# 職業訓練指導員免許申請書

別記1の免許職種名の中から該当するものをそ 職業訓練指導員の免許を受けたいので、関のまま記入してください。パソコンで入力される 場合は、コピー&ペーストしてください。

申請免許職種名 1

(木工科)

※複数の職種の免許を申請される場合は、それ ぞれ申請書、添付書類が必要です。

職業能力開発促進法第28条第3項各号の該当状況

一 指導員養成課程の指導員養成訓練を修了し

※該当する号(漢数字)を○で囲むか、その左に○ ※「三 その他」の場合は、括弧内に根拠となる規

「三 その他」の場合は、別記2の根拠 法令・条項等の中から該当するものをそ

のまま記入してください。パソコンで入 力される場合は、コピー&ペーストしてくだ

二 職業訓練指導員試験に合格した者

さい。

(職業能力開発促進法施行規則第39条第1号該当) 三 その他

精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な 認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当

※該当するものを○で囲むか、その左に○印を付すこと。/(4も同様)

る ○ しない

禁錮以上の刑に処せられたことの有無 4

( ) 無 有

職業訓練指導員免許の取消しを受けたこ 5

有 · ()無

Н

す

₹左にQ印を付すこと

月

※有・無

取消都道府

取消年月日

3~5は欠格事由です。

3が「する」の場合、4が「有」の場合、 又は、5が「有」で取消年月日から2年を 経過していない場合は、免許を交付するこ

とができません。

取消理由

該当する選択肢を〇で囲むか、その左側

に〇印を付してください。

(申請止) 令和 5 年 10 月 21 日

申請日も忘れずに記入してください。 実際の記入日で結構ですが、郵送(投函) の3~4日前までの日付としてください。 パソコンで入力される場合「10/21」と上書き入 カすると、自動的にこのように表示されます(年 は入力時点の年が補われます。)

また、「2024/1/13」等のように年を指定するこ ともできます。

なお、「元年」は「1年」と表示されますが、その ままで差し支えありません。

> 太 殿 岡川県知事 伊原木 隆

<del>=</del> 703-8278

住所 岡山市中区古京町1-7-36

年

マンション古京402

ふりがな おかやま たろう

氏名 岡山 太郎

生年月日 昭和 39 年 11 月 27 日生

パソコンで入力される場合

「1964/11/27」と上書き入力すると、自動的にこの ように表示されます。なお、「元年」は「1年」と表示さ れますが、そのままで差し支えありません。

### 別記1

#### 「1 申請免許職種名」に記入する内容

※職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲載の免許職種(123職種)の名称。五十音順です。

※パソコン (Excel) で記入される場合は、該当するものをそのまま (括弧付きのまま) 申請書シートのセルE8へコピー&ペーストしてください。

#### その1 (いん~しや)

#### その2(じゆ~につ)

#### その3 (にほ~わさ)

(印章彫刻科)
(インテリア科)
(園芸科)
(介護サービス科)
(化学分析科)
(ガラス科)
(観光ビジネス科)
(機械科)
(木型科)
(貴金属・宝石科)
(義肢装具科)
(金属表面処理科)
(クレーン科)
(計測機器科)
(建設科)
(建設機械科)
(建設機械運転科)
(建築科)
(建築板金科)
(建築物衛生管理科)
(建築物設備管理科)
(公害検査科)
(光学ガラス科)
(光学機器科)
(工業包装科)
(航空機製造科)
(航空機整備科)
(広告美術科)
(構造物鉄工科)
(港湾荷役科)
(コンピュータ制御科)
(左官・タイル科)
(さく井科)
(サッシ・ガラス施工科)
(紙器科)

(漆器科)

(事務科)

(写真科)

(自動車車体整備科)

(自動車製造科)

(自動車整備科)

(住宅設備機器科) (情報処理科) (食肉科) (織布科) (織機調整科) (寝具科) (森林環境保全科) (水産物加工科) (スレート科) (製材機械科) (製版・印刷科) (製本科) (西洋料理科) (石材科) (染色科) (造園科) (造船科) (送配雷科) (測量科) (塑性加工科) (竹工芸科) (畳科) (鍛造科) (築炉科) (中国料理科) (鋳造科) (デザイン科) (鉄鋼科) (鉄道車両科) (電気科) (電気工事科) (電気通信科) (電子科) (電話交換科) (陶磁器科) (時計科) (塗装科) (とび科) (土木科) (内燃機関科)

(日本料理科) (熱絶縁科) (熱処理科) (農業機械科) (配管科) (発酵科) (発変電科) (パン・菓子科) (帆布製品科) (美容科) (表具科) (フォークリフト科) (福祉工学科) (プラスチック製品科) (フラワー装飾科) (プレハブ建築科) (ブロック建築科) (ボイラー科) (貿易事務科) (防水科) (縫製科) (縫製機械科) (ほうろう製品科) (ホテル・旅館・レストラン科) (メカトロニクス科)

(麺科) (木材工芸科) (木工科) (屋根科) (床仕上げ科) (洋裁科) (溶接科) (洋服科) (理化学機器科) (流通ビジネス科) (理容科) (臨床検査科) (冷凍空調機器科) (レザー加工科) (枠組壁建築科) (和裁科)

(ニット科)

## 別記2

## 「2 職業能力開発促進法第28条第3項各号の該当状況」が「三 その他」の場合、

) 部分に記入する内容(根拠法令・条項等)(電子申請システムの選択肢も同様)

( ) 部分に記入する内容(根拠法令・条項等) ※パソコンで記入される場合は、そのまま(括弧付きのまま) 申請書シートのセルE17へコピー&ペーストしてください。 左の条項・号の内容の説明 ※説明は簡略化していますので、申請の際は必ず正確な要 ※電子申請システムの選択肢と同じです 件を確認してください。 《左の[]の番号はこの選択肢の番号に対応します [3] (職業能力開発促進法施行規則第39条第1号該当) 免許職種に関し技能検定(1級等)に合格し、指定講習を 修了した者 免許職種に関する学科を修め、所定の教科についての高校 [4] (職業能力開発促進法施行規則第39条第2号該当) 教員普通免許状を有する者 (職業能力開発促進法施行規則第39条第3号該当) 免許職種に関し、職業訓練大学校(旧法)の職業訓練指導 員の訓練で長期訓練又は短期訓練の課程を修了した者 旧法の職業訓練指導員試験に合格した者 (職業能力開発促進法施行規則第39条第4号該当) (職業能力開発促進法施行規則第39条第5号該当) 職業能力開発研究学域の指導員養成訓練において所定の科 目を履修した者 (職業能力開発促進法施行規則第39条第6号該当) 技能検定(1級等)に合格し指定講習未修了者又は、職業 訓練担当 (予定)者 (指導員試験合格者と同等以上と能開 総大校長が認める者)で、同校長が定める科目を履修した もの (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第1号 大学において免許職種に関する学科を修めて卒業し、2年 [9] 該当) 以上の実務経験を有する者 [10] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第2号 短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科 を修めて卒業(専門職大学前期課程を修了)し、4年以上 該当) の実務経験を有する者 [11] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第2号 免許職種に相当する応用課程又は特定応用課程及び特定専 門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関して技能照査に合 の2該当) 格し、1年以上の実務経験を有する者 [12] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第2号 免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練(規則改正前 の専門課程、専門訓練課程の養成訓練)に係る訓練科に関 の3該当) して技能照査に合格し、3年以上の実務経験を有する者 免許職種に関し、所定の専門課程の高度職業訓練等を修了 [13] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号・昭和44年労働省告示第38号(第1号)該当) し、4年以上の実務経験を有する者 免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練等に係る訓練 [14] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 科に関し、技能照査に合格し、6年以上の実務経験を有す 号・昭和44年労働省告示第38号(第1号の2)該当) [15] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 免許職種に関し、所定の普通課程の普通職業訓練等を修了 し、7年以上の実務経験を有する者 号・昭和44年労働省告示第38号(第1号の3)該当) 免許職種に関し、所定の短期課程の普通職業訓練等を修了 [16] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 し、10年以上の実務経験を有する者

(次ページへ続く)

号・昭和44年労働省告示第38号(第2号)該当)

#### (前ページから続く)

( ) 部分に記入する内容(根拠法令・条項等) ※パソコンで記入される場合は、そのまま(括弧付きのまま) 申請書シートのセルE17へコピー&ペーストしてください。 ※電子申請システムの選択肢と同じです。 ※左の[]の番号はこの選択肢の番号に対応します。

左の条項・号の内容の説明 ※説明は簡略化していますので、申請の際は必ず正確な要件を確認してください。

[17] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第3号)該当) 免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練等を修了 し、10年以上の実務経験を有する者

[18] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第4号)該当) 学校教育法による大学と同等以上の外国の学校を免許職種 に関する学科を修めて卒業し、2年以上の実務経験を有す る者

[19] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第5号)該当) 免許職種に関し、所定の旧法の認定職業訓練を修了し、7 年以上の実務経験を有する者

[20] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第6号)該当) 高等学校で免許職種に関する学科を修めて卒業し、7年以 上の実務経験を有する者

[21] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第7号)該当) 免許職種に関し、旧法による所定の専門的な技能に関する職業訓練又は旧法による所定の認定職業訓練を修了し、8年以上の実務経験を有する者

[22] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第8号)該当) 免許職種に関し、旧法による所定の基礎的な技能に関する職業訓練又は旧法による所定の職業補導を修了し、10年以上の実務経験を有する者

[23] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第9号)該当) 旧法施行前に所定の職業訓練を修了し、免許職種に関し10 年以上の実務経験を有する者

[24] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第10号)該当) 昭和48年規則改正の際現に改正前の規則に基づき都道府県が家事サービス職業訓練を行うために設置する施設において免許職種に関する職業訓練を担当している者

[25] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第11号)該当) 免許職種に相当する昭和53年規則改正前の規則による特別 高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格し、免許職種に関し3年以上の実務経験を有する者

[26] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号・昭和44年労働省告示第38号(第11号の2)該当)

免許職種に関し、昭和53年規則改正前の規則による特別高等訓練課程の養成訓練を修了し(第11号に定める者以外)、4年以上の実務経験を有する者

[27] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号・昭和44年労働省告示第38号(第11号の3)該当) 免許職種に相当する昭和53年規則改正前の規則による高等 訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格 し、免許職種に関し6年以上の実務経験を有する者

[28] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第12号)該当) 免許職種に関し、昭和53年規則改正前の規則による高等訓練課程の養成訓練を修了し(第11号の3に定める者以外)、7年以上の実務経験を有する者

[29] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第13号)該当) 免許職種に関し、昭和53年規則改正前の規則による専修訓 練課程の養成訓練を修了し、10年以上の実務経験を有する 考

[30] (職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項第3 号·昭和44年労働省告示第38号(第14号)該当) 厚生労働省人材開発統括官が前各号(第1号~第13号)と 同等以上の技能を有すると認める者